

令和 8 年 8 月 6 日
委員協議会決定

令和 9 (2027) 年財政的援助団体等監査実施計画

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、以下のとおり、財政的援助団体等監査を実施する。

1 監査の目的

愛知県監査委員監査基準（令和 2 年監査公表第 6 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する「県が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えているもの、県が出資しているもの、県が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、県が受益権を有する信託の受託者及び県が公の施設の管理を行わせているものの当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか」について監査することを目的とする。

2 監査の対象

（1）実施団体

実施団体は、「財政的援助団体等監査実施団体選定基準」（別紙 1）に基づき選定した団体とする。なお、県の財政的援助等の区分ごとの団体数は、次表のとおりであり、実施団体の一覧は「財政的援助団体等監査実施団体」（別紙 2）のとおりである。

財政的援助等の区分	実施団体数	
		うち監査委員による 監査の実施団体数
出資団体	12	3
公の施設の指定管理者・ 指定管理法人	3	0
補助金等交付団体	5	0
計	20	3

（2）対象事務

主として、令和 7 (2025) 年度における県の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行を対象事務とする。

3 監査日程

原則として、令和 8 (2026) 年 10 月及び 11 月に実施する。

4 監査の主な着眼点

監査に当たっては、財政的援助等の区分に応じ、主として、次の点に留意し実施する。

(1) 合規性

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、法令等に従って適正に処理されているかという観点

(2) 経済性

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、より少ない費用で実施できないかという観点

(3) 効率性

同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは、費用との対比で最大限の成果を得ているかという観点

(4) 有効性

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、所期の目的を達成しているか、また、効果をあげているかという観点

5 監査の実施内容

(1) 事務局職員による監査（事務局監査）

事務局職員は、2(1)で選定した団体に対し、実地で監査を実施する。

監査に当たっては、実施団体の監査対象事務におけるリスク（財政的援助等の目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、実施する。

(2) 監査委員による監査（委員監査）

監査委員は、2(1)で選定した団体に対し、事務局職員による監査の結果を踏まえ、実地で監査を実施する。

なお、監査委員はその判断により、監査をオンライン又は書面で実施することができる。

6 監査の結果に関する報告

監査の結果に関する報告は、委員協議会で決定した後、速やかに議会及び知事並びに関係のある委員会又は委員へ提出し、公表する。

7 委任

この計画に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

財政的援助団体等監査実施団体選定基準

区分	対象団体		選定基準		
			事務局監査	委員監査	
					団体数
出資団体	① 県が当該法人の資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している法人 ② 県及び県が資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人が、資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している法人	出資率 100% （愛知県道路公社（県出資率 99.9%）及び愛知県文化振興事業団（県出資率 99.5%）を含む。）	対象団体の概ね 2 分の 1	事務局監査実施団体の概ね 2 分の 1	概ね 3 団体
		出資率 25%以上 100%未満の株式会社	対象団体の概ね 5 分の 1	特に必要と認めた団体	
		出資率 25%以上 100%未満の株式会社以外	対象団体の概ね 4 分の 1		
損失補償団体 （出資団体を除く。）	当該団体の行う事業について、県が損失補償を行うもの	原則として、損失補償残額 1 億円以上	対象団体の概ね 5 分の 1		
公の施設の指定管理者・指定管理法人 （出資団体及び損失補償団体を除く。）	愛知県条例に基づく指定管理者・指定管理法人（原則として、政府機関の監督を受けるもの及び地方公共団体を除く。）	指定管理料及び利用料金の合計額（指定管理法人にあっては管理事業費）が 1 千万円以上	特に必要と認めた団体		
補助金等交付団体 （出資団体、損失補償団体及び指定管理者・指定管理法人を除く。）	県単独事業で、補助金等の財政的援助を与えているもの（原則として、交付先が政府機関の監督を受けるもの及び地方公共団体を除く。）	交付額 1 億円以上の学校法人			
		交付額 5 千万円以上の社会福祉法人			
		交付額 5 千万円以上のその他の団体			
信託団体	県が受益権を有する不動産の信託の受託者		対象団体の概ね 5 分の 1		

（注 1）上記にかかわらず、特に必要と認めた団体に事務局監査を実施する場合がある。

（注 2）上記にかかわらず、事務局監査の結果を踏まえて、特に必要と認めた団体に委員監査を実施する場合がある。

（注 3）包括外部監査の対象となっている団体は選定しない。

財政的援助団体等監査実施団体

団体区分	団 体 名		
出資団体	1	公益財団法人あいち男女共同参画財団（補助金）	
	2	社会福祉法人愛知県厚生事業団（補助金）	
	3	公益財団法人愛知公園協会（補助金、指定管理）	○
	4	公益財団法人あいち産業振興機構（補助金・負担金、貸付金、損失補償）	
	5	愛知県土地開発公社（負担金、債務保証）	○
	6	公益財団法人愛知県文化振興事業団（補助金、指定管理）	○
	7	中部国際空港連絡鉄道株式会社（貸付金）	
	8	愛知高速交通株式会社	
	9	公益財団法人尾州ファッションデザインセンター	
	10	愛知県農業信用基金協会（貸付金）	
	11	公益財団法人愛知県水産業振興基金	
	12	一般財団法人桃花台センター	
公の施設の指定管理者	13	一般社団法人設楽町公共施設管理協会〔愛知県奥三河総合センター〕	
	14	愛知県ビルメンテナンス協同組合〔愛知県図書館〕	
	15	A & A 下水道科学館〔愛知県下水道科学館（メタウォーター下水道科学館あいち）〕	
補助金等交付団体	16	学校法人越原学園	
	17	社会福祉法人紫水会	
	18	日光川西悪水土地改良区	
	19	愛知県中小企業団体中央会	
	20	一般社団法人愛知県トラック協会	

（注 1）○印は、委員監査を実施する団体を表す。ただし、事務局監査の結果を踏まえて、追加する場合がある。

（注 2）出資団体名の後ろの（ ）は、他の財政的援助等の内容を表す。

（注 3）公の施設の指定管理者の団体名の後ろの〔 〕は、公の施設名を表す。